

## 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者登録規程

(趣旨)

第1条 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）公認スポーツ指導者制度第6条に基づき、公認スポーツ指導者の登録及び認定に関することについて定める。

(登録)

第2条 登録は、次の条件のいずれかを満たしたとして JSP0 が認めた者が個人で申請するものとする。

- (1) 公認スポーツ指導者養成講習会の受講等により所定のカリキュラムを修了し、公認スポーツ指導者として必要な資質能力を身に付けた「新規登録」対象者
  - (2) 公認スポーツ指導者として認定されている者のうち第6条に定める「更新登録要件」を満たした「更新登録」対象者
  - (3) その他、登録の要件を満たした者として JSP0 が特別に認めた者
2. 前項の定めにかかわらず、以下に定める者については、公認スポーツ指導者として登録することができない。
- (1) JSP0 倫理規程又は JSP0 登録者等処分規程に基づく処分を受け、その後の再教育プログラムを修了していない者
  - (2) 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。)
3. 公認スポーツ指導者としての登録の有無にかかわらず、過去4年間において JSP0 倫理規程第4条又は JSP0 登録者等処分規程第3条に定める遵守事項に違反する行為を行ったが、当該行為に対して JSP0 倫理規程又は JSP0 登録者等処分規程に基づく処分を科せられていない者については、公認スポーツ指導者としての登録を拒絶することができる。
4. 登録は、公認スポーツ指導者制度に定める資格毎に行うものとする。
5. 登録にあたっては、第3条に定める登録料を納めるものとする。

(登録料)

第3条 登録料は、全資格者共通の基本登録料及び資格毎に設定する資格別登録料の合計金額とする。

2. 前項に加え資格毎に、その初回の登録に際して初期登録手数料を納めるものとする。  
なお、第7条第6項に基づく「復活登録」に際しても初期登録手数料を納めるものとする。
3. 公認スポーツ指導者として認定されている者が新たな資格を登録する場合（以下「資格追加」という。）は、前項の初期登録手数料に加え、新たな資格の資格別登録料を納めるものとする。  
新たな資格がすでに認定されている資格（以下「既認定資格」という。）と同一競技・種目における上位資格の場合（以下「資格昇格」という。）の資格別登録料は、昇格前と昇格後の資格別登録料の差額とする。

なお、第5条に基づく当該資格の有効期間が4年間に満たない場合の資格別登録料は、当該期間に応じた金額とする。

4. 基本登録料、資格別登録料及び初期登録手数料の金額は別に定める。
5. 登録料を変更する際は、事前に告知するものとする。
6. 納入済の登録料は、理由がいかなる場合であっても返還しない。

(手続き・認定日)

第4条 登録に係る手続き（以下「登録手続き」という。）及び認定予定日は、第2条第1項に定める対象者に対しJSP0が案内する際に明示するものとし、認定予定日以前の所定の期間内に登録手続きを完了した場合、当該予定日を認定日とする。

2. 所定の期間内に登録手続きを完了しない場合は、登録する権利を失うものとする。  
ただし、第6条及び第7条に定める要件を満たした場合は、登録する権利を与えるものとする。
3. JSP0が、第2条第1項第1号に定める「新規登録」対象者について、JSP0倫理規程第4条に違反する疑いにより調査を開始した場合は、同倫理規程第5条に基づく処分がなされ、あるいは、同条に基づく処分をしない決定がなされ、この処分・決定が確定するまでの間、当該対象者の登録手続きは完了しない。
4. 「新規登録」対象者が、前項の規定に基づき、所定の期間内に登録手続きが完了しない場合は、所定の登録手続きの終期は調査終了日まで延長される。
5. 認定の起算日は、4月1日又は10月1日とする。

(有効期間)

第5条 資格の有効期間は認定日から4年間とする。

2. 「資格追加」又は「資格昇格」にあつては、当該資格の認定日から既認定資格の有効期限までを当該資格の有効期間とする。  
ただし、当該資格の認定予定日と既認定資格の「更新登録」に伴う認定予定日が同日の場合の有効期間は、当該資格の認定日から4年間とする。
3. JSP0登録者等処分規程第22条に基づき「資格停止」処分を科された場合の有効期限は、停止期間に関わらず変更しない。

(更新登録要件)

第6条 有効期間満了に伴う「更新登録」にあつては、有効期限の6か月前までに、資格毎にJSP0又はJSP0加盟団体等の定める更新研修を修了するなどの要件（以下「更新登録の要件」という。）を満たさなければならない。

ただし、「資格追加」の場合で当該資格の認定日から既認定資格の有効期限までの期間が6か月以上の場合に限り、当該資格の更新登録の要件を満たしたものとして扱うこととする。

2. 更新登録の要件を満たした場合は「更新登録」の対象となる。
3. JSP0登録者等処分規程に基づく再教育プログラムの受講は、更新登録の要件として認めない。

(保留・無効)

第7条 第4条に定める登録手続きを行わなかった場合、「新規登録」（「資格追加」又は「資格昇格」を含む）の場合は「未登録」、「更新登録」の場合は「未更新」として当該資格の認定を「保留」とする。

2. 「保留」とする期間は最短6か月間、最長1年間とする。
3. 「未登録」の場合、「保留」期間中は登録する権利が与えられ「新規登録」の対象となる。
4. 「未更新」の場合、「保留」期間中の認定起算日前日の6か月前までに前条に定める更新登録要件を満たした場合は、登録する権利が与えられ「再登録」の対象となる。
5. 「保留」期間を超過した場合は、登録する権利を「無効」とする。
6. 「無効」の場合は、資格毎にJSP0又はJSP0加盟団体等の定める復活登録要件を満たすことにより、登録する権利が与えられ「復活登録」の対象となる。  
ただし、「保留」となってから「復活登録」を希望する旨をJSP0又はJSP0加盟団体等に申告した直後の認定の起算日までの期間が、資格毎にJSP0又はJSP0加盟団体等の定める期間を超過する場合は、「復活登録」を認めないこととする。なお、当該場合は、公認スポーツ指導者養成講習会の受講等により所定のカリキュラムを修了することで、「新規登録」することが可能となる。
7. JSP0登録者等処分規程第22条に基づき「資格停止」処分を科された場合は、処分の効力発生日から再教育プログラムを修了し資格が回復するまでの期間、当該資格を登録する権利を「無効」とし、資格回復時は、当該資格の有効期限に応じて前各項の規定に基づくものとする。

(辞退)

第8条 第5条に定める有効期間内に、資格の「辞退」を希望する場合は、JSP0所定の方法により公認スポーツ指導者として認定されている本人又は代理人が手続きするものとし、本人の意思を確認できる場合に限り受理する。

2. 「辞退」した資格の登録を再び希望する場合、当該希望日が「辞退」時点の資格有効期限前の場合は、再び当該有効期限まで公認スポーツ指導者として認定する。当該希望日が「辞退」時点の資格有効期限を超過している場合、当該有効期限から1年以内の場合は第7条第4項、1年経過している場合は第7条第6項に定める要件を満たすことにより、登録する権利が与えられ、それぞれ「再登録」、「復活登録」の対象となる。
3. 公認スポーツ指導者として認定されている者に対して、JSP0登録者等処分規程第3条に定める遵守事項に違反する疑いによりJSP0が事実調査を開始した場合は、同登録者等処分規程第22条に基づく処分がなされ、あるいは、同条に基づく処分をしない決定がなされ、この処分・決定が確定するまでの間、当該指導者からの「辞退」申請は受理しない。

(登録証・認定証)

第9条 第4条に定める登録手続きを完了した者を公認スポーツ指導者として認定し、「登録証」を交付する。

2. 資格毎にその初回の登録に際しては、「認定証」を交付する。

ただし、スポーツドクター及びスポーツデンティストは、「更新登録」に際しても、「認定証」を交付する。

3. 前2項の定めにかかわらず、登録手続き時に指導者マイページにおいて「登録証」及び「認定証」の発送を希望しない旨を回答した場合は、発行しないものとする。
4. 資格の有効期間中は、指導者マイページにおいて「登録証」及び「認定証」を表示することができる。

#### (個人情報等)

第10条 第2条第1項により公認スポーツ指導者として登録する対象となった者や第4条に定める登録手続きを完了し公認スポーツ指導者として認定された者（以下「公認スポーツ指導者等」という。）の個人情報は、JSP0個人情報保護方針に基づき、JSP0及びJSP0加盟団体等にて共同利用する。

2. その他、個人情報の取り扱いの詳細については、別に定める。

#### (各種サービス)

第11条 公認スポーツ指導者として認定されている者は、公認スポーツ指導者制度第7条に定める権利をはじめとする各種サービスについて、JSP0が指定する方法により受けることができる。

2. JSP0は、各種サービスや関連規程等の変更が生じた場合、公認スポーツ指導者等が登録した住所や電子メール宛の発信、指導者マイページ・JSP0オフィシャルサイト上での掲示、JSP0が発行する情報誌での掲載等のJSP0が適当と認める方法で通知することとする。
3. 前項の通知が電子メールで行われる場合、JSP0は、公認スポーツ指導者等が登録した電子メールアドレス宛に発信した時点をもって公認スポーツ指導者等への通知が完了したものとみなすこととし、公認スポーツ指導者等は、JSP0が電子メールで発信した通知を遅滞なく閲覧する義務を負うものとする。
4. JSP0は、以下のいずれかに該当する事象が発生した場合、公認スポーツ指導者等に事前に通知する事なく、一時的にサービスの提供を中断することがある。
  - (1) サービスを提供するため、システムを定期的若しくは緊急に保守点検するとき
  - (2) 天災、火災、停電、暴動、サーバーの停止等により、JSP0がサービスを提供できず若しくは提供が困難となったとき
  - (3) JSP0がサービスの運営上又は技術上の判断により、サービスの一時的な中断が必要と判断したとき
5. JSP0は、前項に定めるサービスの提供の中断により、公認スポーツ指導者等又は第三者に損害が発生してもこれを賠償する責務を負わないものとする。

#### (登録情報の変更)

第12条 公認スポーツ指導者等は、住所、連絡先等の登録情報に変更があった場合、指導者マイページ、書面、電話等により直ちにJSP0又はJSP0加盟団体等に届け出なければならない。

2. 前項の届け出がないために、JSP0 又は JSP0 加盟団体等からの通知等が延着し、又は到達しなかった場合は、前条第 3 項の場合を除き、通常到着すべきときに到達したとみなされることを予め異議なく承認するものとする。
3. 第 1 項の届け出を怠ったことによる公認スポーツ指導者等の損害について、JSP0 又は JSP0 加盟団体等は一切の責任を負わないものとする。
4. 公認スポーツ指導者等は、登録情報等の届け出た内容に間違いがあった場合に、必要な範囲において何ら通知することなく JSP0 又は JSP0 加盟団体等が当該届出内容の変更を行うことを了承するものとする。
5. 公認スポーツ指導者等が死亡した場合は、代理人等からの連絡等により JSP0 又は JSP0 加盟団体等が知り得た時点をもって、届け出があったものとして取り扱い、死亡した時点で公認スポーツ指導者として認定されていた者にあつては、当該時点で認定を停止することとする。

(その他)

第 13 条 公認スポーツ指導者資格のうちスポーツリーダーの認定及び認定に伴う登録に関することについては、別に定める。

2. JSP0 が認めた一部の資格・競技の認定及び認定に伴う登録に関することについては、当該資格・競技を協同認定する JSP0 加盟団体等の定めによるものとする。

(変更)

第 14 条 本規程は、JSP0 指導者育成委員会の議決により変更することができる。

(雑則)

第 15 条 本規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、別に定めることができる。

附 則 本規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

本規程は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

本規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

本規程は、平成 26 年 7 月 23 日から施行する。

本規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

本規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

本規程は、令和元年 6 月 21 日から施行する。

本規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 6 年 2 月 9 日から施行する。